京都市資産有効活用市民等提案制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市の保有する土地及び建物（以下「市有資産」という。）の有効活用について、市民や事業者等（以下「市民等」という。）による自由な発想による提案を広く募集し、その提案に基づき有効活用を行う「京都市資産有効活用市民等提案制度」の実施に関し必要な事項を定め、市民等との協働によって、市有資産の最適な有効活用をより一層進めることを目的とする。

（提案対象とする資産）

第２条　提案対象となる資産は、市有資産に限る。ただし、次のいずれかに該当する資産は、対象外とする。

（１）既に活用方針を定め、取組に着手している資産

（２）公営企業管理者が管理する資産

（３）教育委員会が管理する学校跡地

（４）前各号のほか、対象として適当でないと市長が認める資産

（提案予定者に対する情報の提供）

第３条　本市は、提案を予定している者に対して市有資産に関する情報を提供するため、必要な措置を講じるものとする。

（募集する提案）

第４条　応募を求める提案内容は、第２条で定める資産を自らが実施主体となり活用する提案とする。ただし、次のいずれかに該当する内容は、提案できないものとする。

（１）資産が持つ機能の廃止や休止などを伴う提案

（２）本市の財政上不利益となる提案

（３）本市が着手している事業の内容と同様の提案

（４）現行の法令等に抵触する提案

（５）前各号のほか、適当でないと市長が認める提案

（提案者の資格）

第５条　提案の応募をすることができる者は、提案した内容を自ら主体となり実施する個人、法人及びその他団体とする。ただし、次のいずれかに該当する者（法人及びその他団体にあっては、その代表者又はその他の役員を含む。）は、資格を有しないものとする。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者

（２）市税その他の本市に対する金銭債務について滞納のある者

（３）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（４）暴力団又は暴力団に関係すると認められる者

（５）前各号のほか、活用の実施主体として適当でないと認められる者

（提案の募集方法等）
第６条　募集方法、募集期間その他の提案の募集に関し必要な事項は、別に定める。

（提案の庁内審査）
第７条　提案の庁内審査は、行財政局財政担当局長が案件ごとに別に指定する担当局区等において実施する。
２　提案の審査における評価項目は、次に掲げるものとする。
（１）活用計画の実現性、法令等との整合性
（２）提案者の事業遂行体制、信頼性
（３）提案者の財務・経営状況の安定性
（４）本市施策、市民生活への貢献度
（５）地域経済、雇用創出への貢献度
（６）地域との良好な関係の構築
（７）前各号のほか、個別の資産の事情に応じて考慮すべき事項

（提案の概要等の公表）
第８条　本市は、前条に規定する庁内審査で実施すべきと判断した提案について、実現に向けた課題整理を行うとともに、提案の概要、庁内審査結果及び審査結果を受けた本市の対応を公表するものとする。

（契約候補者の選定）
第９条　契約候補者については、原則として、別に公募等を行い、京都市市民等提案制度による市有地活用事業者選定委員会等の審査を経て、提案を実施する者を選定する。ただし、一定の条件を満たす場合はこの限りでない。
２　本市は、前項により選定された提案について、提案の実現に向け必要な助言等を行うものとする。

（その他）
第１０条　この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附　則
この要綱は、決定の日から施行する。（平成２４年７月１０日行財政局財政担当局長決定）
附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。（平成２９年３月２８日行財政局財政担当局長決定）
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。（平成３０年３月３０日行財政局財政担当局長決定）
附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。（令和２年３月３０日行財政局資産活用担当局長決定）